

金融審議会第二部会(平成19年12月19日)

民事信託の担い手をめぐる諸外国の状況について
一 米国の民事信託をめぐる状況とわが国への示唆

中央大学 ビジネススクール開設準備室

杉浦 宣彦

信託はどのように活用されているのか

- 多様な目的で利用される信託
 - ①遠隔地にある財産管理
 - ②金融資産も含めた包括的な財産信託
 - ③遺言信託 (Will)
 - ④生前信託 税制度との関連性
相続税が高い州では活用される
ケースが多い。
 - ⑤特殊な信託(福祉型?)
例: Special Needs Trust



信託の担い手

- 信託の担い手

- ① これまでは金融機関（銀行ならびに商業銀行）や個人（弁護士等も含む）が中心。
- ② 信託業者のほとんどは、商業銀行で信託業を兼営。弁護士法人が信託会社等を立ち上げるケースもある。
- ③ 預金業務を行わない信託会社もあるが、その大半は国法銀行ならびに有力州法銀行の子会社。顧客層は、富裕層が中心。



担い手への規制



- 信託兼営銀行に対する規制

連邦法が中心。

- 1) OCC (連邦通貨監督局) のレギュレーション9

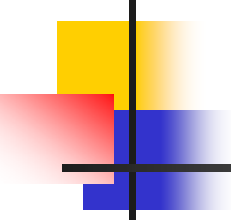
＝国法銀行が依拠する連邦規則

(信託業務開始への事前許可、待機資金、自己取引・利益相反、資産の管理・保管等)

州法銀行への規制もこれに準じている。

- 2) OCCの信託業務についてのハンドブック(信託関連のみ)

①Asset Management、②Collective Investment、③ Conflict of Interest、④Custody Services、⑤Investment Management ⑥ Personal Fiduciary Serves



- 信託会社に対する規制
州法が中心

- ①各州の金融法制の中に「信託」の部分があるケースが多い。
- ②参入要件(最低資本金制度等を含む)や定款への記載事項、投資規制、ガバナンスに関する規定など、業規制的な内容が中心。
統一プルーデント・インベスター法の影響
- ③受託者業務だけでなく、広く授認者としての業務を規制している。
- ④規制権限は、州金融局長にある。



■ 統一プルードेंट・インベスター法(1994年)

(1) 投資に関する注意義務の内容の明確化

- ① 受託者の裁量の尊重
- ② 受託者の裁量で考慮すべきポイント

(2) 投資判断において受託者が従うべき基準

- ① 注意義務違反の有無: ポートフォリオ全体で判断
- ② リスクとリターンの関連を考慮した合理的投資
- ③ 分散投資義務
- ④ 投資判断の委任も可能



→ 連邦法や州法による規制だけでなく、比較的信託の自由な設計が可能な仕組みができています。

米国民民事信託の変化

- 受託財産の多様化

従来: 不動産の管理

現在: 金融資産も含む多様な財産へ



⇒ 金融分野に関する専門的知識の必要性
損失発生時の責任分担問題

↓
個人での受託は限定的になる方向へ
金融機関のシェアが上昇傾向に

■ 受託形態の多様化

① 包括的な受託形式から分散型へ

② 共同受託の増加(個人＋金融機関)

例) 個人が受託する部分は、不動産管理のみ
金融資産については、金融機関が受託。

③ 民事信託契約の実態

バニラではなくチョコバニラ

複合的かつ複雑な契約になっている。



わが国への示唆

-福祉信託への活用の可能性を探る



■ 参入者の多様化の必要性

- ①米国でも民事信託は、比較的所得の高い層向けが主流を占めている。
- ②担い手のコスト等を考えると、金融機関だけでは無理。
- ③既存の福祉制度ならびに関連団体との連携。

スペシャリストは誰なのか？

(米国のSpecial Needs Trustは福祉制度の補完。)



NPO法人等(場合によっては個人)の参入の検討も必要。



- 規制の枠組みをどう考えるのか？

ポイント: ①財産的基盤

②担い手側のガバナンス・内部管理体制

③継続的な営業体制の確保

④共同受託の場合における責任関係の
明確化

- 福祉信託をどのように実現するのか

①米国の福祉型(?)信託とわが国の公益信託との違い

②公益信託とは違う、新しい信託タイプの信託が必要なのでは。